

2024年度 車上作動処理監査時の不適正事象と対策

1. エアバッグ類における不適正事象

車上作動処理現地監査におけるエアバッグ類の不適正事象を分析したところ、以下のような結果となりました。エアバッグ類の処理漏れ、若しくは不適正事象に繋がる作業手順等を確認した場合には、エアバッグ類車上作動処理業務規約に基づく措置（車上作動処理の登録取消・一時停止等）を実施しておりますので、適正処理の徹底をお願いいたします。

① 一括作動ツールの未使用による処理漏れ

一括作動ツールを使用せず個別作動処理を実施した事業所にて解体済車から未処理工エアバッグが多く発見されました。車上作動処理を行わず破碎工程に引渡した場合、規約第7条に基づき、登録の取り消し、または一時停止を行うことがあります。

処理漏れ防止のため一括作動ツールを推奨しています。



② 車台詳細情報の未確認

不適正事象を確認した多くの事業所において、作業前にリサイクルシステムで「車台詳細情報」を確認していませんでした。車台詳細情報を確認せず業務を実施した場合、規約第7条に基づき、登録の取り消し、または一時停止を行うことがあります。

車台詳細情報の確認は必ず実施して下さい。

◆ メーカー等提供のエアバッグ類装備情報

運転席	1
助手席	1
サイド	0
カーテン	0
プリテン	2

◆ 詳細情報を確認せず処理漏れが発覚した事例

トラックなのでプリテンショナーがないだろうと思い処理漏れが発生。
 詳細情報を見れば装備があるのは明らか！！

③ エアバッグ類の不適正保管

エアバッグ類の不適正保管が多数発生しています。自動車メーカー等に引渡す以外の目的でエアバッグ類を保管していた場合、規約第7条に基づき、登録の取消し、または一時停止を行うことがあります。



2. 不適正への対策

① 業務手順の見直し

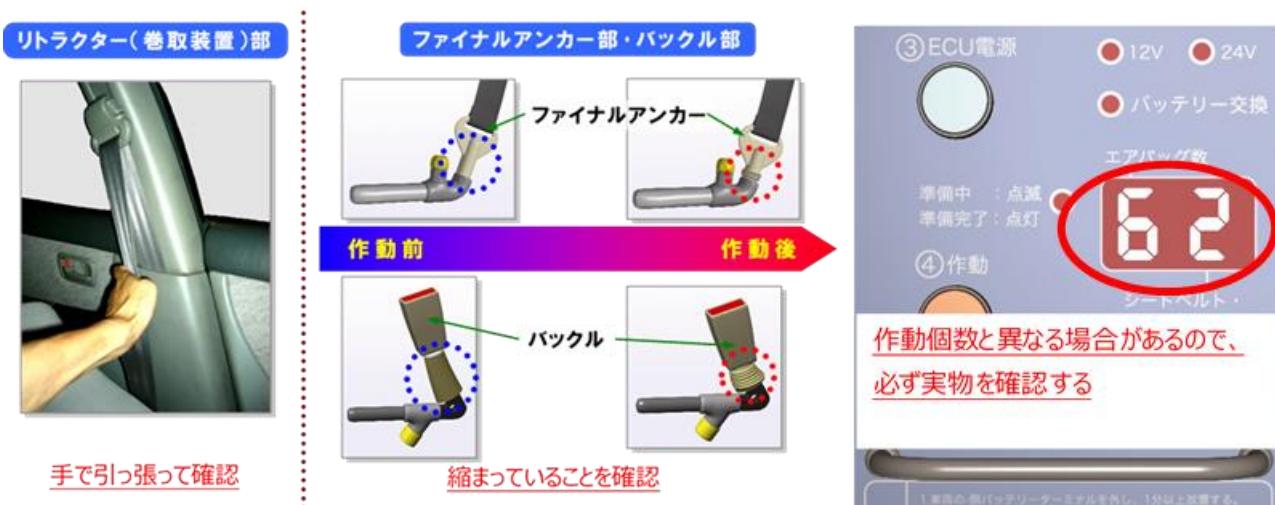
下記4STEPを行い、エアバッグ類の未処理を防止してください。



*車台詳細情報に記載されたエアバッグ類が全数作動している事を作動処理後と次工程への搬出時等の2回確認し、未処理を防止する。

② 一括作動処理ツール使用時の注意

一括作動対応車において、一括作動処理ツールを使用しても断線等の理由でエアバッグ類の一部が作動しない場合があります。一括作動処理後はエアバッグ類を確認し、作動していない場合は個別作動処理を実施、それでも作動しない場合は取外回収を実施してください。



3. 車上作動処理業務における禁止事項と注意点

① エアバッグ類の転売、購入等の禁止

取り外したエアバッグ類の転売や他者から購入した事例が発生しています。エアバッグ類の売買が発覚した場合、規約第7条や遵守事項第8項に基づき、登録の取消しを行うことがあります。

② 監査等に関する情報を許可なく第三者へ開示・公表することの禁止

監査等に関する情報（報告書・監査場面の写真等）を許可なく第三者（同業者・インターネット等）へ開示・公表した場合、規約第7条に基づき、登録の取消し、または一時停止を行うことがあります。

③ 未処理車台の先行報告・記録状況

エアバッグ類の先行報告・記録事例が多数発生しています。エアバッグ類を処理する前に車上作動作業済みとして引渡報告実施、または実績記録を作成していた場合、規約第7条に基づき、登録の取消し、または一時停止を行うことがあります。

④ 不適正事象再発時（未改善）の対応

不適正事象が繰り返し発見された場合、軽微な事象であってもエアバッグ類車上作動処理業務規約第7条に基づき、登録の取消し、または一時停止を行うことがあります。

⑤ 事業者／事業所情報の変更に伴う書類更新の対応

事業者／事業所情報の変更等があった場合、自治体のみに申請を実施している事例が散見されます。自再協にも必ずご連絡いただきますよう、お願ひいたします。

車上作動処理即時停止について

重大な不適正事象が発覚した場合、エアバッグ類車上作動処理作業を即時停止することがあります。その日以降は、エアバッグ類車上作動処理作業を停止し、取外回収を実施いただくことになります。